

資本主義社会の再生産と人権観念〔下〕

中尾訓生

五. 人権観念の二重性。

I

私は富についての諸論述が四通りに分類できることを、〔二のⅦ〕において次の表で示した。そして、これら(一)(二)(三)(四)は社会を認識する方法であることを説明した。

人権観念の二重性ということで、私は人権観念が現状を肯定、正当化するときの解釈枠組として、また現状を批判するときの解釈枠組としても使用されるということを説明した。

資本主義社会における対立する階級は、ともに人権の規範体系に依拠して実践の正当性を主張するのである。というのは人権観念を特徴づけるところのものは彼らの日常の実践である商品交換を母胎としているからである。既述しているように、資本主義社会を維持している価値実践は日常的に幾回となくおこなわれている商品交換に貫徹している。その商品交換の構成的解釈

表-1

範 式	価 値	使用価値
実 践	一	二
価 値	三	四

は人々が究極的に依拠することになる社会的規範として精細化されるのである。

表で「二」に分類される諸論述は現状肯定的であり、「三」に分類される諸論述は現状批判的ということであった。

したがって、人権の諸規範の体系は「二」「三」の両方に位置するということができる。「二」「三」における人権諸規範が解釈枠組として相異した作用を果たすのは、それが解釈枠組において「意味される」ものとしてか、あるいは「意味する」ものとして使用されているのか、に依っている。

人権観念の二重性の構造を明確にするため、再度「二」「三」の諸論述の特徴を論じておくことにする。「二」の諸論述は資本主義社会を形成している価値実践によって規定されている諸カテゴリーを使用価値的に解釈したものである。換言すると、価値実践を表現することになっている諸カテゴリーの体系を使用価値的に解釈しているのである。

「三」の諸論述は使用価値実践を表現することになっている諸カテゴリーを価値的に解釈している。

したがって、「二」の諸論述も、「三」の諸論述も論理的な不整合を示すようになる。それは両者が歴史的規定を欠落させることに現れる。

『資本論』「一卷、三篇、五章、労働過程と価値増殖過程」は、マルクスが「生産過程」について人々の価値カテゴリーと使用価値カテゴリーを混乱させたままの解釈をいかに整理しているかを読みとることができる¹⁾

1) K・マルクス『資本論』Ⅲの2 (岩波) 1023頁・向坂訳「資本主義的生産過程は、人間生活の物質的存在条件の生産過程であると共に、特殊の歴史的・経済的生産諸関係そのものを、したがってまたこの過程の担い手を、彼らの物質的存在条件及び彼らの相互的諸関係を、すなわち彼らの特定の経済的社会形態を生産し且つ再生産する一過程である。」「再生産」を理解するためには「彼らの相互的諸関係」をいかにして認識することができたかを理解することが肝要である。ブルジョア社会のエーテルに浸されている私達はこの「相互的諸関係」を認識することは困難事である。

マルクスがこの認識を獲得したのはカテゴリー批判を経由してであることに注意すべきである。この点については、拙稿「労働過程と価値増殖過程」山口経済学雑誌、27巻5・6号併合。

「労働過程」を説明する諸カテゴリーは、「合目的的活動」であり、また「その対象」、「その手段」であるだろう。これらのカテゴリーに「流動資本」「固定資本」からの意味を付与して「労働過程」の解釈とすることは、マルクスに依ると歴史性の認識の欠落ということになるのだが、「生産過程」について歴史性の認識の欠落は、逆の場合にもあてはまる。つまり「価値増殖過程」を説明する諸カテゴリーは、「賃労働」であり、「流動資本」「固定資本」であるだろうが、これらのカテゴリーに「合目的的活動」、「労働対象」「労働手段」からの意味を付与する場合である。前者の解釈は「三」に分類され、後者のそれは「二」に分類されるだろう。歴史性の認識を欠落させていることはこれらの解釈に共通していることであるが、その由って来たるところは相異している。

換言すると、歴史性の認識の欠落の中味は「二」と「三」では相異している。

「二」の場合、資本主義的關係（＝価値関係）を永遠の關係と認識しているのにたいし、「三」の場合は、物質的生産からの規定で、当該社会を判定する。前者は現状肯定となり、後者は現状批判となる。

価値実践者は自らの実践が価値実践であることを意識することはない。というのは、価値実践は社会的実践であるから、社会を肯定している価値実践者は実践にさいして、自己の実践を対象化することもないし、させられることもない。したがって、彼らは社会解釈のさい価値的タームを選択していること、価値的タームに意味を付与しているということは認識していない。他方、意味を付与するということは意識的であって、彼らの志向がそこには表明されている。彼らの志向は「合目的的活動」「労働手段」「労働対象」という「意味されているもの」で判断することができる。すなわち、彼らの志向は彼らが採用している使用価値範式が示している。このような「二」の諸論述は価値実践によって形成されている価値関係を対象として、把握しているのではなく、この関係にたいする主体の表象的關係を表現している。つまり主体の価値関係にたいする関係の構成である。無味乾燥なる価値関係——実

体的である。——すなわち貨幣関係が人間的なる感性豊かな関係——表象的、非実体的である。——に翻訳されている。

「二」の論述は現状にたいして極めて主観的判断を下している。というのは、この場合解釈者は現状を人の生理的機能、あるいは「モノ」の具体的属性に帰着させて説明している。²⁾

マルクスのいう俗流経済学は、まさにこの「二」の諸論述が有している特徴を備えている。俗流経済学は、利子、地代、労賃を「モノ」の具体的属性によって説明している。すなわち、社会関係と「モノ」が直接に関係づけられる。³⁾ 彼らは、利子、地代、労賃という諸カテゴリーの発生を問うことはない。彼らにとってこれら諸カテゴリーは所与である。このことが社会関係を「モノ」と同視することになっている。

「三」の諸論述の特徴は社会的実践である価値実践にたいして異を唱える

2) マルサスの『人口論』は次の問題に答えている。「いかにしたら上層の諸階級に貧民に対する責任を拒否しつつ、同時に貧民に対する権力を正当化することができるかという問題、いかにしたら貧民は危険な独立心をはぐくむことなく、自らに頼ることを教えられることが可能なのだろうかという問題」である。マルサスは上層の諸階級には自らの実践に自信を与え、貧民に現状は自らの実践の帰結であることを、単純なる原理で説明した。人口の幾何級数的増加傾向と食糧の算術級数的増加傾向という原理は人間の本性と素材的属性から導出されている。これから貧困という事実は人が独身でとどまるべきときに結婚してしまったというように説明される。「この見解は富める者にたいしては好都合であり、彼らにへつらうものであったが、同じくらい貧民には冷酷なものであった。」ラインハルト・ベンディクス「産業における労働と権限」145頁（大東・鈴木・訳）『初版、人口の原理』は最終の二つの章を神による人間、社会の解釈にあてているが、これは(二)の論述としてはまことにふさわしいものである。

3) 1) の1021頁「俗流経済学は、ブルジョア的生産関係のうちに囚われているこの生産の担当者の諸観念を教義的に通訳し、体系化し、弁護すること以外には実際何もしない。」彼らの出発点である三位一体の定式がこのことを説明している。資本——利子、土地——地代、労働——賃金。この定式においては、資本、つまり一定の歴史的社会的構造に属する生産関係が、土地、労働という「この素材的形態においてはすべての生産様式に共通であり、あらゆる生産過程の素材的要素であって、生産過程の社会形態とは関係もない、現実の労働過程の二要素と無造作に配列されている。」

俗流経済学の特徴はブルジョア的生産関係をモノの使用価値的特性に、つまり労働過程の諸要素に翻訳することである。

実践，使用価値実践を根拠づけ，正当化する解釈であるから，解釈されるべき対象把握に関しては価値実践者とは相異している。つまり，意味を付与されるべきタームは使用価値実践に照応している。

使用価値実践によって位置づけられているタームが価値範式によって説明（解釈）されるということは社会関係（＝価値関係）と使用価値実践との乖離を示す。使用価値実践が強く，価値範式による説明が整合的であれば，それだけ一層，価値関係の把握は核心に迫っていくから，その乖離は鋭く示される。

したがって，「三」の論述は使用価値実践による価値（社会的）実践の置換ということでその正当化を主張することとなる。⁴⁾

II

自己の実践を正当化するために，人権観念を解釈枠組として援用するとき，

4) 「三」に位置づけられる論述としてプルードンのそれをあげることができる。マルクスはプルードンを執拗に批判しているが，それはプルードンの体系を成立せしめている社会改革への志向（使用価値実践）を無視することによって，なされている。

「プルードンは彼の正義の理想を商品生産に相応する法関係から作り出す。それから，逆に彼は現実の商品生産とこれに相応する現実の法をこの理想にしたがって改造しようとする。」（『資本論』Ⅰ112頁向坂訳）プルードンは使用価値範式に依る社会解釈によって現実を改造しようとする。

プルードンはマルクスが批判しているように天上から正義の理想をとりだしたのではなく，日々の生活のなかに正義を見だし，その実践を提唱したのである。（作田啓一「プルードンの社会理論」河野健二編『プルードン研究』所収）

プルードン主義者の貨幣改革論に対して，マルクスは次のように批判している。「流通用具——流通の組織——の変更によって現在の生産とそれに照応する分配関係とを変革することができるのか。さらに次のことが問題となる。流通のこのような変形は現存の生産関係とそれにもとづく社会関係にふれないで手をつけることができるのか。」（マルクス，『経済学批判要綱』Ⅰ高木・訳）流通組織の改革は当然のことながら改革への実践を想定している。実践を想定しているということは「流通」「生産」の関係を固定的に把握していないということである。

その実践が価値実践である場合、人権の諸規範は彼にとって所与である対象（意味するもの）に意味を付与するという「二」の諸論述における使用価値範式と同じ役割を果す。つまり、対象は人間の本性からの帰結と解釈される。財産の不平等を容認していく、ロックの「所有権」論を想起してほしい〔四のⅡ〕。人権観念が現状を肯定する解釈枠組として作用するというのは上述のことである。

さて、人権の諸規範が「意味するもの」として対象（実践が働きかける対象）をイメージしているとき、つまり「三」の諸論述における使用価値タームと同じ役割を果すとき、人権の諸規範は使用価値実践を表現することで現状（価値実践の世界）を批判する。

価値実践者の語る人権の諸規範と使用価値実践者の語る人権の諸規範は、したがってその社会的作用は全く相反している。

実定法化された人権（憲法が国民に保障する権利）の諸規範の各項目を、私は商品交換と関連させているが、これは各項目の淵源が商品交換にあると主張しているのではない。関連の意図は人権の諸規範の体系が資本主義社会の発展過程で実践の正当化枠組として採用されていることを示すためである。

これら諸項目は商品交換の構成的要因からの演繹体系に説明的に整合して包含されるならば、あるいはこれと対抗的でないならば、この演繹体系が実践の解釈体系となるのだからこれら諸項目は正当化の基本的タームとして機能する。

実定法化された人権の諸規範の各項目（基本権）は一応、〔a〕〔b〕〔c〕の三つに分類できるだろう。

〔a〕、個人の尊厳と個人的自由、〔b〕、経済的自由、〔c〕、政治的自由。

もちろん、この分類はあくまで理念的である。例えば「表現の自由」は〔a〕と〔c〕の両方に、「職業選択の自由」「営業の自由」は〔b〕と〔c〕の両方に分類されるだろう。

「所有権の不可侵」「契約の自由」「職業選択、営業の自由」「居住・移転の自由」等々は労働力もまた商品であることを想起するなら、商品交換を構

成するところの諸要因となるだろう。というのは、これら基本権を一つでも欠落させると全体としての商品交換は自立化せず、円滑化しないだろう。⁵⁾

(a), (c)に属する基本権も商品交換を構成する諸要因に説明的に包含されるか、あるいは、これらと対抗的ではないだろう。

(a)に属する基本権、例えば「思想と良心の自由」は商品交換を構成する諸要因と対抗的ではないだろう。しかし、この基本権は商品交換が必須とするものでもないであろう。

5) 「わが憲法は勤労者の団結権を保障している (第28条)。

団結権の保障は労働力取引における取引の自由の否認を意味し、したがって、わが学界におけるごとく、営業の自由を人権とするかぎり、わが憲法は相対立し排斥し合うものをいずれも人権として保障するという重大な矛盾をふくんでいるといわねばならない。」(『独占と営業の自由』58頁 岡田与好)

憲法上の一般的解釈が営業の自由と団結権をともに「矛盾である」としてもそれらを基本権としている事実、及びその根拠を説明することが社会科学としては要点である。この事実の存在を岡田氏のように憲法学者の経済学にたいする無知として一蹴することは問題とすべきことを消失することになるだろう。営業の自由、団結権はともに自由・平等の等価交換を保障するものと解されることになるがために「矛盾」とは一般に観念されないのである。

正当化のための解釈体系の枠組となつている人権諸規範に付加される意味は商品交換の演繹的構成によって与えられる。私有財産の不可侵、契約の自由、そして労働力の商品化に照応することになる人身の自由を基礎要素とする演繹体系は正当化のための解釈体系が依拠するところのものである。

価値実践を正当化しようとする人が人権諸規範を演繹体系に包摂しようとするのは(例えば、「職業選択の自由」は「人身の自由」から導出されるし、「営業の自由」は「私有財産の不可侵」「職業選択の自由」に立脚しているということが出来るだろう。)人権諸規範が市民社会を根拠づけ、正当化する規範の表現体としての位置を占めているからである。

したがって政府は市民にそれらを保障しなければならない。このことが政府の存在理由となるのである。政府が存在しない場合に比して政府は市民により一層これら諸権利を享受させ得るということである。

このことから当然人権諸規範は政府を規制するということにもなるのであるが、これは政府は人権諸規範を包摂した解釈体系によって自らの行動を正当づけるということでもある。要点はこの解釈体系は商品交換が生み出す観念に背馳しないということである。

各人に基本的人権を平等に保障するということは政府に各人の基本的人権相互の衝突の調整という仕事を与える。つまり「保障」するための「調整」は政府の存在根

国家はその存在、行動を(a)(b)(c)に分類されている基本権によって根拠づけられ、正当化されるということになっているが、ブルジョア社会（A・社会的物質代謝 ⇄ B・基本関係）の秩序維持ということに関するならば商品交換が必須とする基本権の外は国家を規制する実体をもたないであろう。

ある政治状況下において例えば「思想と良心の自由」が商品交換の連続を維持するために制限されるということはある。しかしこの制限は商品交換の経済システムが要請しているのではない。かかる意味においてこの基本権は安価な政府（夜警国家）を規制する実体をもっていないことができる。換言するとこの基本権は（A ⇄ B）の構造を有するブルジョア社会にとっては必要な規範であるが、その国家（=政府）にとっては従属的である。

これらの基本権は国家にとってはその行動を正当化するための解釈体系のレトリックとして使用されるにすぎないだろう。これら基本権が「意味するもの」として使用されているということは基本権の獲得過程における「歴史的重み」をすなわち、これらのタームが社会的に正当化されている感情を担っているということを示しているし、また、そのことは、自由・平等の商品交換からも生起しているのである。つまり、人権規範は人々にとって正義を表現しているということである。渡辺は基本権について次のように述べて

拠となっている。国民は基本的人権（自然権）を濫用してはならないのであって「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」ということは自然人、自然状態の想定から社会、国家を導出するとき必然的に生ずる規定である。したがって「公共福祉」という表現体は「基本的人権」という表現体と同次元に属する。各人がこれら表現体にいかなる意味を込めるかは彼らがいかなる実践をしているかにかかっている。

「公共の福祉」の意味について種々の論争がなされているが、これは各人の実践が種々であることからの当然の帰結である。岡田氏の宮沢氏にたいする批判（同上、63頁～65頁）は人権及び公共の福祉についての種々の解釈の存在していることについて唯一の正しい解釈が客観的に存在しているということを前提としている。岡田氏は憲法学者達の種々の解釈は誤りであるとされ、その理由を彼らの経済学にたいする勉強不足に求めている。社会科学の考察というのであればまず種々なる解釈が存在しているという事実をそのままに受けとめ、その点の解明がなされるべきである。

いる。「財産権の自由（所有権の自由、そのコロールリーとしての契約の自由、職業選択の自由など）、精神的自由（宗教・良心・学問・表現の自由など）、人身の自由である。この三者の自由は、不可分一体であり、このうちいずれを欠いても、市民の自由はその根本においておびやかされるという内的関連性をもっている。すなわち、財産権の自由は商品所有者たる市民の生存の基礎である経済的活動を支え、精神的自由はその経済的活動のうえに成り立つ精神的活動を支え、人身の自由はその両者をふくめた人間活動の根底を支える。この三位一体の自由は、まさに市民が生きるために必要不可欠の自由であり、これを包括するものが、市民的基本権たる自由権にほかならない。」⁶⁾ たしかに、市民が自由に生きていくためには三者の基本権は内的に関連しており、人間活動の根底を支えるものであろう。

しかし、注意すべきはこの内的関連は「流通」（全体としての商品交換）によってその強弱が与えられていることである。したがってこれら基本権が実際にいかなる作用を果しているかということ、すなわちいかなる意味を付与されているかを知らねばならないのである。

（国家＝）政府は「三位一体の自由」を分解して秩序維持の必要度に応じてこれらを分類し、利用するであろう。政府と市民社会が一体でないことは氏も承知されているところであろう。

政府は秩序の維持のために基本権を利用するにすぎないのであるが、それは商品交換の構成的要因からの「演繹体系」に基本権を包摂するというかたちをとる。

つまり基本権の意味を演繹体系に適合させる。

なぜなら、もし対抗的、あるいは矛盾する基本権が存在していたら、換言するとそれを演繹体系に包摂することが不可能としたら、商品交換を基軸とした社会（ $A \rightleftharpoons B$ ）はその基本権を基底とした法秩序と対抗していることになってしまう。

正当化枠組として援用される人権の諸規範は商品交換という場（流通）で

6) 渡辺洋三『現代法の構造』60頁

維持され、再生されている解釈体系と合致することが (A ⇔ B) を構造とした社会では要請されており、事実、それは合致している。

ただし、この合致は自動的ではなく、秩序維持を第一の機能としている国家、あるいは価値実践者、によって遂行される。「自動的ではない」というのは人権の諸規範が形成された政治の歴史は解釈体系を規定している商品交換の発展と合致しているわけではないからである。人権の諸規範と演繹体系は発生を異にしている

ただ私が注意しているのは解釈体系が積極的に人権の諸規範を取込むということ、あるいは対抗的ではないということを前提にしてのこの取込みの仕方である。

拮抗している実践の二面性を反映している人権諸規範の二面性が包摂の問題を、すなわち合致の問題を生じしめている。

価値実践は価値循環を支え、使用価値実践は労働力を再生産しているところの「生きている」場としての生活領域をその固有の場としている。このことが合致を自動的としないのである。私は価値循環、生活領域、国家の関連においてこれを考察するであろう。ここでは次の点を指摘しておくことにする。

商品交換の演繹体系は価値循環によって規制されており、価値循環に従う。しかし、人権の諸規範の体系は生活領域から、その内実を与えられることになる。人権の諸規範の根拠づけ、その設定は「生きる」「生きていく」という基本的欲求を基底にしている。(だからこそ実践の正当化枠組たり得る。) したがって、それは生活領域を出発点とし、帰点としている。価値化の浸透によって生活領域を母胎としている使用価値実践は空洞化し観念的存在への傾向を強めていくのであるが、それにもかかわらず「生きていく」のは生活領域であるから人権規範は生活領域に発し、ここを帰点とする。生活領域から発した人権規範を商品交換の演繹体系が内に取込み、レトリックして生活領域に受容させることができるかどうかである。これが秩序維持の基底にある人々の社会への identity にかかわっている。

使用価値実践の表現としての人権規範は、このレトリックに反対し、これを受容することを拒否するのである。

「当然のことの自然の仕方」「当然なもの自然な持ち方」という「生きている」ことを根底とした主体の本源的な社会へのかかわりは、このレトリックの虚飾を見破り演繹体系には包摂されない人権規範を形成していく。

再度、次の点に注意を促しておきたい。

価値循環の拡大は生活領域への価値化の浸透をとめない、このことが販路の拡大、開発として作用し、さらなる拡大を促進する。他面、秩序の維持に貢献するところの解釈には使用価値範式が必要であるから、価値化の浸透は無制限に資本にとっても歓迎すべきことというわけでもないのである。

つまり、使用価値範式による解釈は生活領域の徹底した価値化によってすなわち使用価値実践の徹底した空洞化によってその非実体性、幻想を強めなければならない。このような実践と精神の分離の拡大はすなわち具体的世界の抽象化は、感覚を麻痺させることによってのみ維持されることになり、人間の存在そのものを危うくさせるものである。具体的世界の抽象化に立脚し国家は民族精神を強調してこの幻想を補強するのである。価値化の浸透は女性を労働力として生活領域から吸収するのであるが、他方では観念的には女性に依然として従来との関係を保持させようとするのも実践と解釈のズレを示している。生活領域が市場と同じように貨幣尺度による合理性によって解釈されることに資本は生活領域の市場化の傾向を強めているにもかかわらず価値実践の正当化の解釈を実効たらしめるために反対をよそおうのである。

対象の価値化は資本の本性であるが、資本主義社会は価値化していない対象の存在を必要とする。対象の価値化を私は二様に把握している。それは拡大と深化として既述したところのことであるが、ここで述べていることは深化の意味、つまり人と人との関係の価値化ということである。人と人との関係は価値化しているにもかかわらず、資本主義社会はそれを使用価値的に表象せざるを得ないのである。拡大ということについてはローザが述べていることを想起してほしい。それは資本制以外の経済形態が資本制経済形態への

転換ということであった。

私はローザの結論を「深化」にあてはめてみた。ローザは次のように述べて『資本蓄積論』を締括している。「資本主義は普及力をもった最初の経済形態であり、世界に拡がって他のすべての経済形態を駆逐する傾向をもった、他の経済形態の併存を許さない、一形態である。だが同時にそれは独りでは・その環境およびその培養土としての他の経済形態なしには・実存しえない最初の形態である。

すなわちそれは、世界形態たろうとする傾向をもつと同時に、その内部的不可能性のゆえに生産の世界形態たりえない最初の形態である。」⁷⁾ ローザはマルクスの拡大再生産表式の誤った適用によって上に引用した結論を導出している。ローザの結論を資本主義社会を律している人と人との関係にあてはめるとどうなるであろうか。

資本主義社会を律する物的依存の関係は他の社会関係（人格的依存の社会関係）を駆逐する傾向を有する。

それは自己自身による他の社会関係の絶えざる置換である。しかし資本主義社会は人格的依存の関係を観念的につくりあげる。この命題は私がこれまでに述べてきたことである。

価値実践者は実践を正当化する解釈を提示するために人権規範を商品交換の構成要因からの演繹体系に包摂しようとする。

これは物的依存の関係を人格依存の関係、つまり具体的関係への観念的転換である。

価値実践の浸透が強ければ強いほど、この転換への要請は強く、使用価値的解釈とのズレは拡大していく。このズレを隠蔽するのが、イデオロギーである。

7) ローザ・ルクセンブルグ『資本蓄積論』(下)568頁、長谷部・訳

Ⅲ

下山の『独占の法的考察，覚書』を検討するのは、「人権規範体系」が資本を根拠づけ、資本の行動を正当化する枠組として作用することに、下山が着目していること、さらにこの枠組の射程の有効性を確認しようとしているからである。

彼は『資本論』1巻2篇4章3節「労働力の買いと売り」の次の叙述を展開の起点としている。「労働力の買いと売りが、その限界内で行われている流通又は商品交換の部面は、実際において天賦人権の真の花園であった。ここに専ら行われることは、自由、平等、財産、及びベンタムである。

自由、何となれば、一商品、たとえば労働力の買手と売手は、その自由なる意志によってのみ規定されるから。彼らは自由なる、法的に対等の人として契約する。契約は、彼らの意志が共通の法表現を与える終局の結果である。平等、何となれば、彼らはただ商品所有者としてのみ相互に関連しあい等価と等価とを交換するからである。

財産、何となれば、各人が自分達のものを処理するだけであるからである。ベンタム、何となれば、両当事者のいずれも、ただ自分のことにかかわるのみであるから。』⁸⁾ この喧しい、見かけだけの大さわぎの行われている流通を去って、生産部面をみてみよう。「労働力の消費過程は同時に商品と剰余価値の生産過程である。」マルクスは労働力商品の価値と使用価値の定義から、⁹⁾ いかにして資本そのものが生産されているかを明示する。そして不払い労働の領有という資本家による労働者の搾取を説明する。

下山はマルクスの叙述から、次のことを引出して前提とし、論理を展開す

8) 1) の I, 228頁

9) 1) の I, 252頁「労働力に含まれている過去の労働と労働力が遂行し得る生きた労働とは、労働力の日々の維持費と労働力の日々の支出とは二つの全く異なる大いさである。前者はその交換価値を規定し、後者はその使用価値を形成する。労働力の価値と、労働過程におけるその価値増殖とは二つの異なる大いさである。資本家が労働力を買ったとき、彼はこの価値差額に着目していたのである。」

る。

流通では人と人との関係は自由・平等であるが、生産領域でのそれは搾取関係である。

下山は次のようにいう。

資本主義社会では人権諸規範の体系の傘にかくれて「搾取」がおこなわれている。

「搾取」はこの傘にどこまでかくれ続け得られるか。「別の側面からいえば、資本が個人資本家の手中にあり、個人資本家のもつ人権の構造内で資本の運動過程が展開し切れず、その範囲を逸脱するとき、どこまでその擬制が適用されうるのか、どこに限界があるのか、その限界をどのような法的正当性を掲げて乗り越えようとしているのか追求してみようということである。」¹⁰⁾

イデオロギー（人権規範体系）そのものを経済（搾取）過程と関連せしめようというのである。従来、マルクス解釈者はこの関連についてイデオロギーは経済過程に対して従属することを指摘することで満足していた。イデオロギーは経済の反映であるということでも事足りりとしていた。

しかし、下山は人権規範体系の経済過程にたいする積極的役割、その意義を強調している。それが正当化枠組としての人権規範体系ということである。残念なことに、下山の展開はその問題意識を深めることにはなっていない。

それは「搾取」カテゴリーと人権規範体系を結びつける論理的媒介項が欠落していることによる。

人権規範は人々にとって常識であるが、そうであるが故に「搾取」の認識はいかにして可能であるのか、ということを下山は明らかにしなければならない。換言すると、マルクスの叙述を自明とするのではなく、マルクスはいかにして「搾取」を認識したのか、を解釈しなければならないのである。価値実践が「搾取」に至り、その実践の使用価値的解釈が「搾取」を自由・平等の帰結であると感得せしめるのである。[補論]

10) 下山瑛二「独占の法的考察・覚書」45頁『法の科学』所収

下山は流通過程での自由・平等が自明であるように、「搾取」も自明であるとしてしまっている。

だから、下山の展開には「傘」にかくれ続けさせていることを可能にしているものは何か、という問いが存在しない。「搾取」をいかにして認識するかという問いと、この問いは表裏の関係にある。

このことが下山の鋭い問題意識を消失させるとともに彼の展開におかしな帰結を生じさせている。すなわち、自由競争段階では「搾取」は人権の傘にかくれているが、独占段階では「搾取」はあからさまに、白日の下でおこなわれている、ということになっている。というのは、自由競争段階の「搾取」は人権規範によって正当化されているが、独占段階のそれは人権規範によっては正当化されないというのである。人権規範という市民社会の倫理によって承認されない独占資本が市民社会の経済主体であることを想起するとき、市民社会の秩序はいかにして保持されていると考えるべきなのか。この場合、経済外的な「力」に依るとしなければならぬであろう。しかし依然として独占段階も物的依存の関係を基本とする社会であるならば——私はそのように考えている。——その秩序は経済内的な「力」に依って保持されていると考えるべきだろう。すなわち独占資本は依然として商品交換の構成要因からの演繹体系に包摂された人権の諸規範によって自己の行動を正当化するのである。

独占段階での資本の行動は人権の範囲を逸脱してくるという下山の展開をみることにする。彼は二つの道筋からこれを追求している。「第一は、商業信用→銀行信用→中央銀行の信用→管理通貨政策、第二は、資本信用——株式会社と展開する道筋」

第一の信用形態の発展は「近代憲法学的に表現すれば、基本的人権の規定内に含まれている「財産権の保障」の射程内の変化¹¹⁾のこととしているが、これは資本「家」(自然人)と資本「家」(自然人)との間の債権・債務関係上の発展であること、(「手形の遡及によって貨幣所有者がたち現われるこ

11) 10) の46頁

と) また手形、銀行券は貨幣=金によって裏づけられていること、によって理由づけられている。

兌換が停止すると事態は異なり、この理由は有効でなくなる。下山は次のようにいう。兌換停止の下では「銀行券から手形の性質が稀薄になり、人為政策的に通貨量を操作するという側面からみれば個別資本「家」によって保有された「私」的財産権の処分権の範囲から完全に逸脱」することを意味すると。

そして彼は主張する。兌換停止後の銀行券による金融政策は「憲法の人権次元の問題ではなく、それより低次元の立法ないし法律の範囲での政策次元の問題になってこざるをえない。」¹²⁾

兌換制度下の(金融)政策は逆に、下山に依ると人権次元の事柄ということになるのであろう。

兌換の停止後の銀行券・発行は銀行券発行者の債務の棚上げ(実質的には消失)であるから債権・債務関係上の信用形態の発展とはたしかに一線を画すものである。しかしこれが「私的財産権の保障という人権概念をフィクションで延長拡大して処理しうる限度」といえるか、どうかである。

全く実体的裏づけを欠いている銀行券を人々が受領するのは国家(=中央銀行)に対する信頼に依っていること、これはまた彼らが価値循環の永続化を想定していることでもある。

これは我妻の「物権に対する債権の優越性」が前提にしていることでもある。そしてこの前提からの帰結である「所有権はその作用において物に対する支配ではなく、人に対する支配である」といわれるとき、下山のように「私的財産権の処分権からの完全な逸脱」ということで「人権の擬制的論理」の限度ということができらるだろうか。

「人権の擬制的論理」が限界に達しているというのは誰が判定するのか。「人権の傘」にかくれて「搾取」がおこなわれているというのであれば「傘」がこの用を果さなくなったときが、限界に達したということであろう。

12) 10) の48頁

しかし下山の主張にもかかわらず、独占段階以降も「人権規範」は「搾取」を隠すために利用されているのではないだろうか。

「金」を媒介とした人と人との関係——債権・債務関係——の事は私的財産権の保障という人権次元の事であるが、管理通貨制度の下での政策は債権・債務関係から人間的側面は捨象されているから人権次元の事ではなく、それより低次元の事にあたっているという下山の主張は次のようなことを意図している。「この段階の政策的需要は憲法次元の基本的人権、ことに自然人の生存権を脅すことができるという法的論拠は生まれてこない。」彼の意図は理解できるとしてもそれに至る展開は疑問である。

彼はマルクスの上向の叙述に人権カテゴリーを並行させているのであるが、私は上向の叙述体系は価値実践の表現体系であり、人権規範体系は実践の解釈体系、正当化枠組であると考えている。彼は上向の叙述が想定している（価値実践者）合理的経済人と基本的人権の享受者である自然人（市民）とを同視している。『資本論』において「構造の形成」を叙述するために措定された価値実践者と「出来上がった構造」を構成的に解釈する市民の区別を彼は理解できていない。換言すると価値実践者は物化した関係の表現者であるのにたいして市民は物化した関係を認識できず、これを人と人との関係として理解している。だから彼は上向の叙述体系（『資本論』体系）と人権規範体系に生ずるズレを人権規範体系からの価値実践の逸脱であると理解し、資本（価値実践）の正当性を断罪するのである。しかし、もし上向の叙述体系が一般的理解を得られないと、逆に彼の意図に反して彼のいうところの人権規範体系のフィクションによって搾取を人々は許容せざるをえないことになるだろう。

私は表現体系（上向の叙述体系）と解釈体系（人権規範体系）とのズレは当然のことであって、問題はズレがどこまで拡大するのか、ズレの限界は存在するのか、ということであると考えている。この点に正当化枠組としての人権規範体系が果している役割、すなわちズレをおおい隠すという積極的意味があると考えている。この点はいままで散見的に論じているが、後節であ

らためて論ずることになる。

本間は下山を次のように批判している。「人権の論理の傘」をはぎとることにまず注意を集中すべきであると¹³⁾ 下山がマルクスの叙述を自明として受け入れる限り、本間の言に従うべきであろう。というのは下山の問題意識は前述したように「搾取」をいかにマルクスは認識したのかということ解釈しなければ深められないであろう。「搾取」を自明とするならばやはり次はマルクスに従って自由・平等の仮定を暴くという論理構成となるであろう。

IV

私の人権観念の二重性の本旨に接近した分析をしているマクファーソンの『自由民主主義は生き残れるか』を検討してみよう。

彼の問題意識は私を大いに刺激する。「自由主義的な諸価値が資本主義的な市場社会において成育したという事実は、それ自体で、自由主義の中心にある倫理的原則——男女を問わず、その人間的能力を実現する個人の自由——が、このような社会にいつでも限定される必要があるという理由にはならない。」¹⁴⁾ 資本主義的市場社会を律している関係と自由主義的諸価値を体現している人々の関係は関連しているが、この関連は切断し得ると、彼はいうのである。(ただし、彼はこれを説明しているわけではない。)

彼はこのことを次のことに注目して考察を進めている。すなわち「自由主

13) 本間重紀「いうまでもなく、社会の階級的編成によって規定され、これを媒介する法という段階では、あるいはまた、生産諸関係の主体的表現としての階級社会たる市民社会を前提とすれば、商品＝貨幣の所有権が、その姿態のままに資本の全運動を、とりわけ労働力商品の水平的売買をとおして垂直的な資本——賃労働関係を媒介しうる物神的形態であることこそが重視されるべきである。』『マルクス主義法学講座、5』150頁

14) C. B. Macpherson 『The Life and Times of Liberal Democracy』(『自由民主主義は生き残れるか』3頁田口富久治・訳)

義」という言葉に込められた意味内容、価値が変遷していること、それでも「自由主義」という言葉は好ましいものとして社会解釈に使用され続けられていること、に注目している。

これは、自由主義についての諸論述は政治的実践を正当化する解釈であり、「自由主義」はその解釈のキー・ワードである、つまり解釈枠組を形成しているということである。

「自由主義的 (liberal) という言葉は強者が市場の規則にしたがうことによって弱者を打ち負かす自由を意味しうるし、あるいは自らの能力を行使し、発展させる万人の平等な実効的自由を意味しうる。」¹⁵⁾

これは自由主義のイメージの二重性である。

この二重性を、彼は自由主義の諸論述の分析から確認している。

まず、彼は自由主義に関する諸論述を継起的 (通時的) にとりあげ、それらを四つの型 (モデル) に分類している。こうすることによって、自由民主主義に込められた意味内容の変遷を把握する。しかも、彼は意味内容の変遷を階級関係にかかわらしめて把握している。

「自由民主主義の特質は民主的統治の機構を階級的に分割された社会に適合させようとして企画されたという事実から生じる。」¹⁶⁾ しかし、注意しなければならないことは階級関係を認識しているのは彼であって、自由民主主義について論じている人々ではないということである。階級関係は彼が諸論述を解釈する視角である。

したがって、彼は自由民主主義についての観念、イメージの母胎と階級関係との関連を明示しなければならないのであるが、与えていない。

政治的実践と関連させての意味内容の変遷の把握の重要性を認識 (実践はその表現体系とそれを正当化する解釈体系を有するということ、そして表現体系の読み取りによってその解釈体系の一面性が把握できるということの認

15) 14) の2頁

16) 14) の16頁

識。) してはいない。それでも「自由主義」という言葉（表現体）に込められた意味内容を分析の対象とした問題意識は深められている。

富に関する諸論述の分析から社会認識の四形式を抽出したが（二のⅦ）、その適用をここでみることができるだろう。

「自由民主主義のモデルを吟味することは、自由民主主義を欲する人々、あるいはそれをより多く欲する人々、またはその現行形態のなんらかの変種を欲する人々が、自由民主主義とはかくかくのものだと信じ、そしてまた自由民主主義とは何でありうるか、あるいはかくあるべきだと信じていることを吟味することにほかならない。このことは、単に既存の自由民主主義国家の制度を分析することによってなされうることを上廻る。

そしてこの上廻る知識が重要なのである。

というのは、ある政治体制についての人々の信念は、その政治体制の外側にあるものではなく、その構成部分だからである。これらの信念こそが、それがどのように形成され、決定されていようとも、その体制の限界と可能な発展を規定するものである。」¹⁷⁾

政治体制の分析に際して人が通常、見落してしまうことは、自由民主主義について人々が抱いている意識、信念がその体制の構造を支える一つの要素であるということである。

彼は自由民主主義についての諸論述がその要素であることを認識している。

ただ、それが実践の正当化枠組であるとは、明確にしていない。

私は彼の分析をこれまで私が述べてきたことで補強してみることにする。

自由民主主義についての諸観念（例えば、法の前平等、基本的な市民の自由等々）はそれぞれにその起源は異にしているが、商品交換の拡大とともに発展したものであり、したがって私の規定したところの「演繹体系」、人権観念にこれは包摂されるものであると考えられる。かかる意味において商品交換は天賦人権の真の花園ということである。

17) 14) の10頁

さて、彼は自由民主主義の諸論述を継起的に四つに分類している。(1)、ベンサム、ジェームズ・ミルの諸論述（防禦的民主主義と呼んでいる。）(2)、J・S・ミルに代表されるそれ、(発展的民主主義) (3)、J・シュムペーターに代表されるそれ。(均衡的民主主義) (4)、参加民主主義に関する諸論述。

(1)→(2)→(3)→(4)への発展は階級関係を動因としている。したがって「(1)の後に続くモデルはそれぞれ先行する一つないしそれ以上のモデルにたいする攻撃として定式化されたのである。それらは、その先行モデルにたいする矯正案ないし代替物として与えられたものである。」とみなされる。

これに加えて私は、(1)、(2)、(3)、(4)の特質を共時的に把握しておこう。というのは、こうすることによって引用したところの「上廻る知識」として彼が述べていることを明らかにすることができる。

(1)、(2)、(3)、(4)、は前述の表に、したがって次のように位置づけることができる。

範 式 実 践	市 場 的 (価 値)	非市場的 (使用価値)
市 場 的 (価 値)	(3)	(1)
非市場的 (使用価値)	(2)	(4)

市場社会が想定されているとき、(1)、(3)の論述は現状を肯定しており、(2)、(4)は現状を批判しているということであった。現状肯定の論述であっても、(1)、(3)は構造を異にしている。同様に(2)、(4)もその構造は相異している。

(1)(2)(3)(4)を表のように位置づけることができるということは、これらが実践と結びつけられ得るということである。換言すると(1)(2)(3)(4)は実践を正当化するところの解釈である。「上廻る知識」とはこれである。

(1)について、マクファーソンはベンサムの論議について次のようにいっている。「全体としてみると、無制限の私有財産と資本主義企業の体制を支持する議論になっている。

そしてこれは明らかに、人間性とその他若干の事柄についての事実上の要件から演繹されている。』¹⁸⁾ 現状の説明原理は人間本性であるということ、したがって現状は、いやおうなく妥当なるものとされ、正当化されてしまう。換言すると、資本主義社会を表示しているタームに人間の本性から意味を付与しているということである。ベンサムは歴史感覚が欠如していると評されるのは、この故をもってである。貨幣で表現される効用の極大化を目指す人間性をベンサムのように人の普遍的本性と規定することはできない。

それは市場における人間のそれである。かくて(1)の諸論述は市場的实践を人間の本性から説明するところに特質をもっている。

(1)と(2)を決定的に区別しているのは、(1)が市場的人間をあらゆる歴史段階に登場する人間と想定しているのに対して、(2)では「人間は自らの力と潜在能力を発展させることのできる存在である。人間の本質は、それらを行行使し発展させることである。』¹⁹⁾ つまり、非市場的人間が、市場的人間を批判するところの潜在的能力を有している人間が想定されている。したがってJ・S・ミルは次のように主張することになると、マクファーソンはいう。「社会は競争し合い、相争い、自己利益中心の消費者、領有者の集合である必要はないし、そうあってはならない。社会は自らの人間的潜在能力の行使者、開発者の共同社会でありえ、またそうあるべきである。』²⁰⁾

J・S・ミルの重点は現状の社会を克服し、かかる共同社会をいかにして実現するか、ということであった。そこで市場的实践に代る非市場的实践の強調となる。

それは教育を受け、高い資質を有している人々をトレガーとしての社会改革であり、生産者共同組合の普及である。協同組合運動の推進者たちがいだくべき思想は、以下のようである。「労資間の恒常的不和の解消であり、相対立する利害のために闘う階級闘争から万人に共通なる利益の追求における

18) 14) の45頁

19) 14) の80頁

20) 14) の85頁

友誼に満ちた競争への人間生活の転形であり、労働の尊厳性の高揚であり、労働階級における新しい安定感および独立性であり、すべての人間の日々の営みの社会的共感および実際の知性の学校への変型である。」²¹⁾

モデル3について。

「このモデルの主要な規定は、まず第一に、民主主義とは単に政府を選び権威づける一つのメカニズムであって社会の種類でも、一組の道徳的目的でもないということである。第二には、このメカニズムは政治家たちにつぎの選挙まで支配する資格を与えるような投票を求めて、政党に勢揃いする二組ないしそれ以上の組の自己選抜的な政治家たちの間の競争からなる、ということである。」²²⁾

モデル3に分類される諸論述は市場的实践を市場の範式で説明するという特質をもっていると、私は考える。モデル3が道徳的内容を一切押し出しているようにみえるのはこの特質の故である。モデル3は近代市場社会における一般人の政治的能力は、すなわち実践は一つの固定した与件であるとしている。そして現実の政治機能が費用が最少であるように作用する形態であることを説明する。モデル3の主張者はモデル3が主観を排除し、客観的であることを強調し、その科学性を誇る。この点はモデル1、2と異なる。相異の由来するところは表に示しているとうりである。モデル3は科学性の主張によって結果的にはモデル1と同じく、現状を肯定することになる。「神々の争い」となる現状の発生、その根拠づけの議論にモデル3は加わらない。モデル3にとって現状は所与である。モデル3は現状の機能分析に自己を限定することによって、逆に、実は次のような評価を得るのである。「西側社

21) J・S・ミル『経済学原理』4) 174頁、末永茂喜・訳

22) 「モデル3は意図的に、モデル2が民主主義の考えに押し込んだ道徳的内容をすっかり押し出してしまっている。民主主義の目的はあるがままの人民の欲求を登録することであって人民がそうありうるかもしれないもの、あるいはそうあることを欲するかもしれないものに貢献することではない。

民主主義は単に一つの市場メカニズムである。有権者は消費者であり、政治家は企業家である。」14) の128～129頁

会のわれわれが共同社会にとって豊かさを好み（そして市場社会が豊かさを提供しうると信じ）続けるかぎり、またモデル3にたいする唯一の代案が全面的に非自由主義的な全体主義国家であるという冷戦的見解を受け容れ続けるかぎり、もっとも正確な記述モデルにとどまり、また適切な正当化モデルとして受け容れられ続けるであろう。」²³⁾

モデル(3)からモデル(4)への移行は自由民主主義が生き残るために必要であると彼は言う。それは市場機能の不適切性の増大によってであるが、(3)から(4)への移行が必然であると言っているのではない。

ただ、(3)から(4)への移行の準備として(3)の下で生じるコストの増大にたいする人々の自覚をあげることができる。環境破壊、「政治的無関心のコスト」「法人資本主義が不平等を再生産する一方で、消費者の期待にこたえる能力を持たないのではないかという、ますます増大する疑惑」というものである。

私は(3)から(4)への移行に決定的に重要なものとして「環境破壊」に対して人々がいかなる態度をとるか、「環境破壊」を認識できるのか、ということであると考える。

というのは、「環境破壊」による真のコスト増はつまり生態系の破壊は(3)から(4)への移行を決定的にする使用価値実践によってのみ認識できるから。それ以外の(3)の下で生じるコスト増はそのモデルの理解不足あるいは運用の不適切によると判定される。

したがって(3)にたいする批判は(3)を支えている市場の実践の変更には至らないのである。

(3)に適用している経済を支えている実践を前提にすると「環境破壊」つまり生態系の破壊の深刻さは決して認識できないであろう。モデル(4)はモデル(3)が想定している市場的人間を否定し、モデル(2)が想定している人間を前提する。「自らを本質的に消費者とみなし行動することから、自らを自分自身の潜在能力の行使と開発の行使者・享受者とみなし行動することへ変化する

23) 14) の150頁

ことである。』²⁴⁾ 私は参加民主主義は使用価値実践によって実効的となると考える。

生態系破壊の深刻さは使用価値実践者だけが認識している。参加民主主義は社会が志向するところを人々が共に自覚しているということを必須としている。

参加民主主義に照応する国家＝政府組織は、人々がこの自覚を共にしていれば、社会に生じた問題にたいして弾力的に応接しそれを自己修正の機会ともするであろう。

自由民主主義という用語に込められる意味は、(1)と(3)の諸論述における場合と(2)(4)の諸論述における場合とでは相異していること、そしてこの相異はそれら諸論述がいかなる人間を想定しているか、ということに依っているということであった。マクファーソンが自由民主主義という用語を上述のように検討したのは、自由民主主義をいかに解釈するか、ではなく、実際に自由民主主義はどのように解釈されているか、そしてそれは社会の動きにどのような役割を果しているのか、をみるためであった。

これはまた、私が人権観念をとりあげた視角でもある。

24) 14) の163頁

六、価値循環、生活領域、国家。

I

さて、以上述べてきたところの要約をしながら、社会的物質代謝がおこなわれている価値循環と、人が再生産されている生活領域、そして社会秩序の維持を第一の機能としている国家の三者の関連を〔B〕基本関係の再生ということに焦点を据えて考察してみよう。

私は基本関係を〔実践＋表現体系；解釈体系〕と規定した。そして解釈体系は市民社会の倫理である人権諸規範を実践の正当化のため援用するということであった。

そこで〔B〕の再生は、(1)表現体系、(2)解釈体系、(3)人権規範体系の三者の関連を解明するということになる。

(1)は価値循環における実践、つまり価値実践の表現体系であり、(2)は実践を根拠づけ、正当化するための解釈体系である。この解釈体系にいかなる内容を込めるかは、彼が、いかに生きてきたか、いかに生きているか、にかかっている。したがって、解釈体系は生活領域から発し、社会を経由して生活領域に帰着する。社会によってこの解釈体系が受容されると、これは生活領域を律する規範となる。実践を正当化するために発した解釈体系によって主張者自身が律せられることになる。

(3)は国家（＝政府）を根拠づけ、国家の実践を規制し、正当化する。国家の第一の機能は秩序の維持である。この機能を効率的とするために、国家は(3)に従属するという体裁を放棄しない。

資本主義社会は(A)と(B)が商品交換によって不可分一体となっている。したがって人権規範体系は商品交換の構成的要素からの演繹体系に包摂されるか、あるいは融合しているということが出来る。価値実践の正当化のための解釈体系に援用される人権規範体系は「包摂された」あるいは「融合する」とこ

ろのそれである。

国家の社会秩序の維持は $A \rightleftharpoons B$ の相互作用の円滑化である。

商品交換, $W-G-W$ は価値実践によって継続的たらしめられている。

価値実践によって作動している経済システムが価値循環である。

社会秩序が安定的であるということ, すなわち(A)と(B)の相互作用が安定的であるためには, まず(A)経済システムの円滑化を必要とする。価値循環(経済システム)それ自体は自立しているから, その円滑化のために国家はそれの外的条件(道路, 港湾, 等々)の整備を引受ける。さらに国家は価値実践を根拠づけ正当化する解釈体系の制度化もおこなう。この場合の国家が夜警国家と称されるものである。

私は国家の後者の役割を考察している。

国家が価値循環にたいして外的存在であるとき, 国家にとって人権規範体系は所与である。すなわち, 国家は人権規範体系の形成には参与しない。人権規範体系を演繹体系に包摂する, つまり人権規範体系を解釈していくのは実践を正当化しようとする人々である。

価値循環の拡大は失業, 低賃金, 労働条件の悪化, 貧豊差の拡大, 生活環境, 自然環境の破壊等々を顕在化させて, 生活領域へ明らかに負の影響をもたらす。

これが自己の実践への疑問を生じさせ, 実践を解釈して客体化させるのである。

解釈体系は現状を肯定するもの, 現状を批判し, 克服しようとするものの大略, 二つに分類される。前者は〔表—1〕の「二」, 後者は「三」に位置づけられるものであった。

経済システムより生じた問題を主体がどのように受けとめるか, ということ〔表〕は, 示している。すなわち主体が問題をどのように把握しているか, そして彼は問題にどのように働きかけているか, ということ〔表〕は示している。経済システムより生じた問題ということ〔表〕のタームで翻訳すれば, 「表現体系と解釈体系のズレ」である。

これらの問題の原因を主体の態度、性格に帰着させることによって経済システムを免罪するのが、「二」である。解釈体系を表現体系に適合させる。逆に経済システムにその原因を求め、主体にシステムの改革に向かわせるのが、「三」である。表現体系の変更によって解釈体系に一致させる。

国家の役割は〔二〕に立脚し〔三〕を吸収すること、つまり改革への主体のエネルギーが直接に秩序のアキレス腱に触れないようにさせることである。近代国家の特徴は改革へのエネルギーを吸収し、弱化させる回路を備えていることである。人権観念からの当然の帰結である普通選挙制はその充実をこの回路の整備と併行させられている。

人権の諸規範に込められた改革へのエネルギーは『価値（志向性）』と『手続き（形式性）』へ分解させられて弱化する。これを制度的に保障しているのが三権分立であり、政党制である。（私は国家が暴力によって秩序を維持することを否定しているのではない。ただ、暴力の行使さえ、人権規範の曲解によって国家は正当化するのであり、せざるを得ない。）それは人権規範を援用した解釈体系を『価値』と『手続き』に分解し『手続き』の完成を通して価値を実現するという。かかる制度に適合する組織と法は『手続き』それ自体を存立根拠としている官僚組織であり、「自律的法」である。²⁵⁾

社会の再生産とは価値循環の円滑化;生活領域の維持、再生;人権規範に正当化された国家の秩序維持機能の遂行、という三者が確保されていることである。

価値循環と生活領域は以下の図に示しているように内的に接続〔(イ)+(ロ)〕している。

25) P・ノネ:P・セルズニック『法と社会の変動理論』21頁, 30頁, 六本佳, 平・訳

「市民の遵法義務に対応して、公務担当者は実定法に対して細心な忠実を維持しなければならない。権利主張は、必ず既に確立した回路を通して——その回路がいかに欠陥を含むものであっても——なされなければならない。法の変更は、政治過程を通してもたらされるべきものであって、当事者たちの要求に答える法機関の裁量行使によるべきではない。」(8頁)

「実質的正義」を論じている人権諸規範は、このようにして「形式的正義」に転換する。

(イ) $G-W < \frac{P_m}{A} \dots P \dots W' - G' \cdot G-W < \frac{P_m}{A} \dots$, (ロ) $A-G-W$ —生活領域

— $A-G-W$ —生活領域—

これにたいして国家は外的存在である。

しかも国家の秩序維持機能は(イ)+(ロ)にたいして受動的である。なぜなら、解釈体系の意図していることは(イ)と(ロ)の接続を確保することであり、国家はこの接続を援助するのであって直接に内的にかかわっているのではない。

したがって、社会の再生産は(イ)+(ロ)を基本としているということが出来る。

II

経済システムに管理通貨制度が導入されると国家 (= 政府) は価値循環の環節としての地位を決定的にして価値循環を補強するため経済活動の幅を拡大するとともに、国家は価値実践者として秩序維持のため正当化の解釈体系を積極的に提示する。国家はこれまで(A)経済システムがそれ自体で処理してきた劣等資本の整理 (資本の価値破壊) に積極的に介入する。

資本の価値破壊は経済システムの動因であるから国家のこの行動はこのシステムにとって不可欠となっていく。資本の価値破壊は生活領域に悪影響を与えるから価値循環をより一層正当化する解釈体系が要求される。商品交換の構成要因からの演繹体系に人権の諸規範を包摂すること、さらには巨大化した資本の行動とこの演繹体系との調和をはかるために国家は解釈体系の形成そのものに関与せざるを得なくなる。いまや国家は価値循環にたいして外的存在ではない。すなわち、国家は(イ)+(ロ)の内的要素となってくる。しかし人権規範からの当然の帰結として国家は解釈体系において自己の中立性を強く主張することになる。国家の実践の積極性への転換は体制的危機を意識した結果であるだろう。問題は国家の秩序維持機能の変容を知ることである。人権規範体系は国家にとって所与ではなくなり、国家は人権規範の形成にも

かかわってくる。つまり、国家は商品交換の構成要素からの演繹体系に人権規範をできるだけ包摂しようと人権規範の拡大解釈をする。のみならず、自由・平等の等価交換をはみ出ようとする巨大化した資本を援助しながら観念的には演繹体系との調和をはからざるを得ないのである。マクファーソンが(3)に分類した「均衡民主主義」が主張する科学性はかかる政府(=国家)の解釈体系と表裏の関係にある。人権観念が本来有している価値は法(形式性)の一層の尊重を強調することによって無視される。このことの理論的、実践的意味は重要である。

兌換の停止、管理通貨制度の導入は〔A〕の経済(社会的物質代謝)の態様に大きな変化をもたらすだけでなく、〔B〕の基本関係の形成にも大きな変化をもたらす土台を据えた。基本関係の構成要素の一つである解釈体系を人権規範を援用して国家は説明する。それは商品交換の演繹体系へ人権規範を包摂しながら人権規範の論理を擬制的に拡大して(例えば、基本的人権の利益を享受しうるのは自然人であるが論理を拡大して法人にまで及ぶようにしている。)商品交換社会の秩序原理への人々の組込みを意図するものである。

人権の諸規範は商品交換の構成的要素からの演繹体系に「対立するもの」「包摂されないもの」「包摂されるがその体系にとって基本ではないもの」「演繹体系に必須のもの」とに区分けできらるであろう。価値循環の円滑化に支障となる人権規範、つまり「対立するもの」「包摂されないもの」は国家によって敬して遠ざけられる。「その体系にとって基本ではないもの」は国家にとって解釈体系のレトリックの恰好の用具として利用されるだろう。

「演繹体系に必須のもの」も経済の拡大に照応するように、意味する内容が変遷していく。

生得不可侵と観念されている諸規範の交通整理が国家の重要な機能となる。この機能は生活領域への価値化の浸透が強まれば、強まるほど「対立するもの」「包摂されないもの」としての新しい規範観念が生じてくる可能性が高くなるから重要となってくる。

人と人との関係を律しているのは彼らが解釈していることとは相違して貨幣 (=金) であるということであった。

貨幣 (=金) によって彼ら相互の関係は時間、空間を越えて確保され、維持されている。「金」というモノが価値実践の表現体にさせられると、逆に「金」はその属性でもって人々を支配することになる。

今や、価値循環の環節としての国家が全体としての商品交換を維持するという、かかる「金」の位置を占めている。

市民の政治的実践の表現体である国家²⁶⁾が価値実践の表現体にもなっている。したがって資本主義社会を律する「金」によって媒介された関係は修正されることになる。

国家は演繹体系に包摂された人権の諸規範を拡大解釈することによってあるいは人権の諸規範に民族感情、文化を融合させることによって正当化の解釈とするのであるが、これがその関係の修正に至るのである。簡言すると政府は国家の具体的属性によって価値実践を正当化する解釈を提示する。

この場合国家の具体的属性とは歴史的に風土的に形成されてきているもので一元的に確定できるものではないが、しかし確実に存在しているものである。

国家は「金」が果していた役割を前述した価値循環の不可欠の環節となり、価値循環の継続性を保障することと解釈体系の説明、つまり演繹体系への人権規範の包摂によつて果すのである。国家によって循環の継続性を保障されてのその拡大による生活領域への価値化の浸透は生活領域と循環とを一層緊密化させるが故に、彼らを統合し、実践への参加を促す解釈体系が一層必要となる。また価値循環の拡大は人権規範が有している意味の変更を求めるようになってくる。このことも演繹体系への人権規範の包摂となってくる。人々の継続性にたいする信頼と国家の解釈体系の形成・説明は相互に関連している。

かくて資本主義社会の構造を、〔A〕 ← 商品交換 → 〔B〕 と規定したが、

26) 「資本主義社会の再生産と人権観念, (中)」の補論 (35巻5・6号)

この規定は今では不十分ということになる。

現状を批判する解釈体系が援用した人権規範が新しいものであるとき、国家は必要ならば、ただしそれが商品交換からの演繹体系に包摂され得るとして、それを人権規範として容認するだろう。すなわち実定法化するであろう。

沼田のいう「市民法の社会法化」²⁷⁾を支える解釈は使用価値実践に裏打ちされた「表」の「三」に位置するものとみなされるのであるが、国家に容認されるときは、「社会法の市民法化」とでもいうべきものとして〔表〕の「二」に位置するところのものに変容している。

市民法の社会法化を推進した「連帯的生存権的意識」は「生存権が何等かの形で実定法上に確立せられる場合にも、これを支えるところの規範的意識であり、第一次的には反資本制的な社会集団、つまり資本制社会がそれにとって是一个の悪であるような社会集団によって担われる意識である。」²⁸⁾

しかしこれは容易に「個人主義的自由権的意識」、つまり市民意識に呑みこまれてしまう。

すなわち、要件事実が一義的に明確でない一般条項、例えば、「公共の福祉」は市民法原理の修正と考えられるが、「公共の福祉」による基本権の制限を人々に受容させるのは背景としてG-W-G'によって律せられている「個人主義的自由権意識」を人々が共通にしているからである。

反資本制的な社会集団の実践、すなわち自己の階級性を意識した実践は価値実践に対抗しているということから使用価値実践と呼ぶことができるだろ

27) 沼田稲次郎、『労働法論序説』

「市民法から社会法への移転は、ただに一般的私法たる民法から社会立法への制定法上の規範意味の変化としてのみとらえられてはならない。市民社会の直接的法意識そのものが、実定法原理の推移過程と相互規定的に自らを変化せしめてゆく過程をも含んだ包括的な過程として把握せらるべき」(36頁)という。個人主義的自由権的意識ではなく、連帯的生存権的意識が社会法化を推進した。「市民法の社会法化という傾向を資本制社会の内在的諸矛盾の発展による直接的法意識の変貌を母胎として実定法秩序の法的意味が変移せしめられる傾向として広く把えてきた」(53頁)

28) 27) の50頁

う。しかし反資本制的な社会集団の構成員、つまり労働者は使用価値実践者としてだけでは規定できない。というのは、彼らは資本制社会を支えている一方の柱でもある。

したがって、彼らは使用価値実践と価値実践を内的に拮抗させているということができる。彼らの実践は二重の性質を有しているのである。人権観念の二重性とは、かかる実践の二重性の反映である。

国家が使用価値実践からの要求を受容しても、秩序維持の機能を果し得るのは、労働者のもう一方の側面である個人主義的自由権的意識——価値実践を喚起するからである。

「社会法秩序は、市民社会と市民法原理とに即自的には立脚しないところの法原理を担うものである」と言われるが、このことは実践の二重性にたいする理解を欠いては、その意味されていることを十分に解釈することはできないだろう。「市民法の社会法化」の場合にも、逆の、社会法の市民法秩序への馴化の場合にも人権観念は作用している。

私はこれを人権観念の二重性と呼んでいる。

Ⅲ

市民法的原理には立脚しないといわれる社会立法を構成している「生存権」「労働基本権」が商品交換の構成的要素からの演繹体系にどのように包摂されているのだろうか。

まず「生存権」を考察してみよう。商品経済社会では市場に参加し得るものだけが生活を維持できる。市場に提供するものをなにも持っていない人々は市場に参加している人々によって必然的に保護されざるをえない。

彼らが通常市場に参加できない人々を保護するのはその人々は人格的に結びついている彼らの一員であるからである。この関係は市場で結びついている人々の関係、すなわち物的依存の関係と対照的である。

物的依存の關係が all or nothing と give and take の原理によって律せられていることは全ての人が承知している。この原理は「自由権」として結実している市場の規範である。

したがって、基本的人権としての「生存権」（憲法25条）はこの市場規範に包摂されねばならない。「生存権」と市場の規範は明らかに対抗的であるが国家が秩序維持を第一の機能としている限り対抗的というわけにはいかない。「生存権」観念は価値実践に対抗する実践（使用価値実践）によって支えられているのであるから反社会的たらざるをえない。

「生存権」を実定法化するということは「生存権」観念と使用価値実践を切断することである。政府にとって「切断」の具体化はあくまでこの切断を可能とするものでなければならない。このことは既述しているように社会の構造が商品交換（流通）によって経済システムと基本関係を一体化させられているということから当然、導出されることである。生存権をプログラム規定と解釈することで政府はこの権利を内容あるものとする使用価値実践を軽視することができる。つまりこの権利にたいして政府は「手続き」を介在させることで弾力的たり得るのである。

生存権的基本権は自由権とは異なり、

「これは国民の現実の生存のために必要な条件を確保するための国の積極的な関与・介入・配慮を要求する権利」である。

国家はプログラム規定を実体的たらしめるためには、all or nothing, give and take の原理（自助の原則）とこれを整合させなければならない。換言すると、テイクのみでギヴはない生存権的基本権を実効たらしめるとき、国家は市場に参加している人々、つまり物的依存関係によって律せられている市民をいかに納得せしめるのだろうか。

国家が考慮することは、本条に由来する「生活保護法」「三条」にいう「健康で文化的な生活水準」が市場に参加している人々の動因を損うものであってはならないということである。「四条」に「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生

活の維持のために活用することを要件」としていることも、この点から適用される。つまり生活保護者は市場競争の敗退者、脱退者であって勝利者、競争者と区別される。この差別の明確化は市場競争を存続させようとする限り、必要である。G—W—G'は差別化を動因としているのである。というのは、この区別を両者に意識させることによって「生存権」を当然の不可侵の権利として意識させないののである。生活保護者にたいする行政の側からの人権侵害さえ報告されているのは²⁹⁾ 特殊例ではなく差別意識の当然の帰結である。

国家のこのような差別意識を背景にしている解釈は「連帯的生存権的意識」が「個人主義的自由権意識」への再転換によって受容される。

連帯的生存権的規範意識は、根本的には「個人主義的自由権意識」と同様に「生きていく」ことを基点として近代人の思考から発するのであるが、これが「生存権」として国家にたいする要求となるのは、国家が価値循環の不可欠の環節として価値循環の維持を国家の維持と同視するようになり、国家は積極的に解釈体系の形成にかかわっているからである。また経済システムが、生活領域へ与える問題（失業、貧豊差の拡大、生活環境及び自然環境の破壊）を実践の二重性の拮抗によって裏打ちされた人々は国家が処理すべき事として観念するようになったからである。

国家による差別意識の助長は「個人主義的自由権意識」と価値実践を喚起させる。

連帯的生存権的意識から生じる「生存権」の意味されていることは使用価値実践によってのみ本来的には実体化されるのであるが、現実には価値実践によって意味を付与されている。

換言すると、価値循環が生み出した問題としての失業、生活環境の悪化、災害、貧豊差の拡大等々生存権の対象は、価値循環によって処理されているということなのである。しかし、まさにこれが注意すべきことなのである。価値循環が生みだした問題にたいする人々の解決への方向が価値実践によっ

29) 坂本重雄「社会保障と人権」『ジュリスト』422号

て意味を付与された解釈に封じ込められているということは実は問題の繰延べにすぎないのである。解決されるべき問題がそのままに放置されると当然それは価値循環の拡大とともに拡大している。

IV

労働力の売買、即ち労働契約においては労働力が労働者の人格と生命とに直接合一しているということが他の商品の売買と決定的に相異させている。

商品交換、 W_a-G-W_b は交換者が立場を交換しても W_a-G-W_b の意味されていることに変化はないが、労働力の売買では労働力商品の生産が他商品の生産の仕方、条件を異にしているから、交換者の立場を交換してこの交換を抽象することはできない。

商品交換、 W_a-G-W_b では交換者は自由、平等を共に感得するが、労働力の売手である労働者は取引において自由・平等であることを感得することはできない。それは次の事柄によっている。

労働力の買手を見出すことは労働者にとって自己の生存にかかわる事であるが、労働力にたいする需要は資本蓄積に従属しており、資本蓄積の機構は労働力の需要にたいして弾力的である。

これは賃金決定にさいして労働者の立場を極めて弱いものとしている。

労働力の消費、つまり労働力商品の使用価値の享受は労働者にとっては人格と活動の規制である。取引過程における労働者の立場の弱さは労働力の消費過程においても引継がれる。労働時間の延長、労働密度の強化、労働環境の不整備等々は資本家にとって取引過程で当然、期待していることなのである。資本家は自由・平等を説明しているが、労働者は自由・平等ではなく不等・搾取を感得する。労働力商品が労働者の人格と生命とに直接合一していることが労働力の取引過程、その消費過程において生じる貧困、疲労、災害を対自的にとらえさせ、不等、搾取に抵抗するための彼らの団結を必然化す

る。彼らは「生きていく」ために当然の権利として労働条件の改善を要求する。この要求の規範体系は商品交換の演繹体系に包摂されず、それを否定さえするものであった。

したがって価値循環の環節としての国家はこの規範体系を実定法化（労働基本権）して演繹体系へ包摂することは必須の事である。なぜなら不等価交換の観念が一般化することは等価交換を市民の第一の原理としている社会を不安定化するから。実定法化は等価交換という市民法原理を実現するためのものである。「団結権，団体交渉権」は「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進する」ことにある。つまり，資本家と労働者の対等の交換関係を保障することが要点である。この保障による使用者の財産権の制限は決して価値循環の障害となるものではない。もし障害となるのであれば，労働基本権が制限されるであろう。

商品交換の連続性とは価値の絶えざる循環ということであり，資本家と労働者の交換関係の円滑化はこれの促進要因ではあっても阻害要因であってはならない。例えば労働基本権と財産権の個別的調整は権利内在的に与えられるのではなく，権利にとって外部的事情によって与えられる。外部的事情とは国家にとっての肝要事である社会的な価値循環の確保（国民経済の維持）である。

労働基本権（人権諸規範），の商品交換の演繹体系への包摂は，実際的には労働基本権は社会全体へいかなる影響を及ぼすかを比較衡量して公共の福祉に反しない限りにおいて尊重されるということである。

国家が価値循環にたいして外的存在であったとき，法は価値判断を外に追い出すことによってその役割を果しその存在を司法と行政・立法の分離によって誇示したのであるが，価値循環にたいして国家が内的存在となったとき，価値循環の確保は行政・立法の目指すところとなるが秩序の維持を目的とする司法の目指すところでもある。

国家は，今や積極的に価値循環（価値実践の総体）を正当化する解釈に関与していく，あるいは関与せざるを得なくなったのである。

基本的人権にかかわる一般条項としての「公共の福祉」は、国家に基本的人権を弾力的に解釈させる³⁰⁾ 国家に合憲の体裁をとって問題を政策的に処理させる。

「生きていく」という本源的欲求から発する人権規範の新たな形成は「演繹体系」を越えているものであるが、(新たな人格的依存関係を要求しているのであるが)³¹⁾ 上述したように、これは国家によって「演繹体系」に包摂されていっている。

「生存権」「労働基本権」が「演繹体系」に包摂が可能なのは、元々これら基本権の要求が経済システムの不整合、つまり失業や労働力価値以下への賃金の切下げということに根ざしているからであった。つまり、この不整合の調整が包摂を可能としているのである。そしてまた、包摂が調整を容易にさせている。

それでは、この包摂と調整の相互促進に限界は存在しないのであろうか。限界は存在する。ただし、この限界は自動的、機械的に与えられるのではなく、人々の主体性に、つまり認識と実践によって与えられる。もはや価値循環の拡大は人類にとっての生存の危機に至るという認識と実践によって裏打

30) 「公共の福祉という言葉は、いわばどんな内容をも入れることができる容器のようなあいまいな観念であり、イデオロギーや立場の相異に応じてまったく異なった使い方ができる。」(320頁)「具体的に何が公共の福祉であるかを決定するのが結局のところ公権力であるかぎり、その時々支配層の特殊利益を代弁する統治のシンボルに墮する可能性がある。」(328頁『憲法講義、上』小林直樹)基本権の制約が「価値循環」の拡大から要求されるとき、特に生産財の循環にかかわるとき明白に「公共の福祉」によって合憲の体裁をとり、基本権は制約されるであろう。しかし、生活領域における個人的自由主義のゆきすぎ、というような場合「公共の福祉」は調整原理となるであろう。

31) 人権諸規範が本来、有している『価値』について、つまり実質的正義についての論議を通しての人と人との「結びつき」は市民社会以前の基本関係である人格的依存関係とは異なる「新しい人格的依存関係」である。

「新しい人格的依存関係」の下での「法」と「国家」は、資本主義社会の「法」と「国家」とは異なるであろう。それは「応答的法」であり、脱官僚制的組織であるだろう。〔25〕の21頁]

ちされた基本権は価値循環の拡大を目的としている「演繹体系」への包摂を拒否する。

V

自然環境は万人の共有の財産であるという新しい規範意識に基づいた権利の実定法化が要求されている。それは現行の基本的人権（憲法13条，25条）に立脚した法律構成では自然環境（生態系）の破壊は阻止することができないという認識によっている。³²⁾

現行の法律は環境（大気，水，日照，通風等々，）破壊によって被害を受けたときは人格権，物権に基づいて損害賠償を求めることができるが，人に直接的に明白な損害を及ぼすに至っていない環境破壊については法は全く関知しない。また環境破壊は明白であってもそれから得られている利益との比較衡量によって法はそれを許容している。³³⁾

比較衡量はほとんどの場合，環境破壊を容認している。なぜならば，自然（生態系）から得られる価値は市場の外側の尺度によっているから，経済人である私達の尺度ではその価値はほとんど評価されない。また社会は生態系の論理ではなく，G—W—G'によって律せられているのであるから法がどちらを重視するかは明白である。

「公害行政の貧困は，資本主義的なメカニズムの中から生じた害悪を，そのメカニズムをなり立たしめている論理に従って解決しようとする点に，その根本的原因がある。」³⁴⁾との指摘はまさにそのとおりである。

現行の法の下でも住民の環境権を認めたような立法例や裁判例は存在して

32) 大阪弁護士会環境権研究会「環境権確立のための提言」『環境権』所収。

33) 32) の63頁 30) の564～565頁

34) 奥平康弘「公害行政はなぜ不在か」戒能通孝・編『公害法の研究』166頁「公害対策基本法立法過程の批判的検討」『ジュリスト』458号

いるが、本旨は人格権や物権に基づいた損害賠償、差止請求が容認されたということであってこれらは私権を制限しているにしても価値循環に触れるものではない。

それらはA—G—W／生活領域／A—G—W—の生活領域における私権を制限しているのであって環境破壊の原因である資本の私権の制限に拡大していくものではない。³⁵⁾

大気・水・河川・湖沼・海浜・日照・景観・通風等々の環境素材はモノ（不動産）の利用に伴う恩恵として与えられていると、解されており、それらの支配の権能はそのモノの所有権相互の関係として把握されている。これらのモノの利用による環境素材の破壊にたいしてそのモノの所有者が抑制す

35) 日照妨害について、これは大気汚染などと比べると被害は軽微であるが、工事の差止を認めるケースが増えてきている。これは資本（価値）循環にさしたる制限を与えないからである。

日光太郎杉事件について、文化的、宗教的環境の破壊がもたらす損害は道路拡張の利益よりも大きいと判断して事業の取消しが認容されている。〔32〕84頁〕この比較衡量も環境の保全が資本の循環を少しも制限するものではないということが暗黙に前提されている。比較衡量といっても質的に相異しているものが、どうして比較できるのであろうか。

それは国民経済（価値循環）の制限となるのか、ならないのか、という共通の枠のなかでの比較衡量である。もし、価値循環にとって環境破壊は避けられないものであるとしたら、破壊をもたらす行為は差止められることなく、国民経済の観点が優先されるであろう。しかし、私はこれらの判決が実践の正当化のための「解釈体系」に援用され、使用価値実践の正当化に課す積極的作用を否定するものではない。表の四に位置する解釈が、裁判において副次的とはいえ承認されるかたちで生じてきている意義は重視すべきである。

「吉田町し尿・ごみ処理場事件」は、野村・淡路の両氏が述べているように、「差止の可否についての実質的な判断の面では、本判決は、十分な利益衡量を行っており、受忍限度論に近いものといえる。環境権説が唱えているような利益衡量排斥論とは根本的に異なっている」（野村・淡路「民事訴訟と環境権」『ジュリスト』492号・242頁）ということであろう。

しかし被害の存在ないしは当事者適格について、地域的な判断で足りるとしていることは、物権的請求権説はもちろん、人格権説的発想ではとりえない結論であって、この判決は環境権説発想に依っている。ということができよう。〔32〕の168頁〕

る以外には、その破壊を制限する方途は上述したとおり、それが他の物権、人格権を侵害したとき、その排除、予防を求められるということによってである。

しかし、これらのモノが $G-W < \frac{P_m}{A} \dots P \dots W'-G' \cdot G-W < \frac{P_m}{A} \dots P \dots$

$W'-G'$ で示される価値循環上のモノであるとき $G-W-G'$ の人格的表現者であるそのモノの利用者が環境破壊を自主的に抑制することは考えられない。

かくして物権、人格権の侵害としては顕在化していない環境破壊の潜行は当然のことながら阻止することはできないし、また比較衡量論による阻止は私権の制限が価値循環が環境破壊の根源であるにもかかわらず価値循環を制限するというのであれば決して実効しないであろう。

なぜならば価値循環による経済システムを作動させる方途が最適であると考えられているため、当該社会においては価値循環の制限は公共の利益に反すると観念されている。

自然環境の素材は万人の共有財産という新しい規範が環境権として基本的人権に加えられるならば、この権利に基づく立法は例えば差止請求権によって価値循環そのものを、つまり資本の私権を、すなわち $G-W-G'$ の遂行を制限することになるであろう。³⁶⁾

36) 32) の81頁、「差止請求の容易化」。

「提唱している環境権は一切の自然的・社会的環境に対して地域住民がもつ排他的な支配権である。

従って、環境が破壊されれば、地域住民は直ちにその差止めを求めうる。公害は、やがて人の健康を阻害するに至るが、環境の破壊がこれに先行する。」いうまでもなく、この場合「差止請求」は環境の保全を図るためである。さて、この環境権に基づく法的構成に、野村・淡路の両氏は反対されている。両氏の意図は、現行の法体系の下で、また立法によって、環境保全の方向を探ることが、環境権の実定法化を目指すことより効果的であり、実際的であるということにある。

「問題にすべきことは、ひろく地域住民にそのような権限（差止請求権）を認める必要性がどういうところにあるのか、いままでの法律の下ではそのような訴訟形態は困難なのか、どのような法解釈、立法化によってそれが実現できるか、というようなことであって、我々は、それらをきめこまかく論議していかなばならないの

この環境権は健康で快適な生活を維持するために必要な環境素材を保全するというよりも再生不可能な生態系、自然環境を保全することが主旨である。したがって前者は後者に包含されることで享受できると考えるべきである。

これは環境素材は万人の共有であるということからの当然の帰結である。

この権利は生存権や労働基本権と同じように市民法の意識である孤立的自由権意識ではなく、連帯的生存権意識を背景としなければ生れて来ないのであるが、相違は生存権や労働基本権が孤立的自由権意識と共存するように改変され価値循環の制限ということにはならないのに対し、この環境権の意義が見出されるのは、個別的権利の保護をこえて自然環境（生態系）の破壊そのものを阻止するという点であろう。

共有されている環境素材は $G-W < \frac{P_m}{A} \dots P \dots W' - G' \cdot G-W$ を包み

こんでいる容器のようなものである。

環境権とは環境素材の維持・再生をはかるものであり、この維持・再生の論理（生態系）と資本の維持・再生（ $G-W-G'$ ）の論理は前者が使用価値実践、後者は価値実践によって維持されているように明らかに相違している。問題は二つの論理の調整ではなく、生態系の論理のうちに経済優先の論

である。」（野村・淡路，前掲245頁）

環境破壊を阻止するための差止訴訟がそれから被害を受けていることを要件とすることなく、いかなる市民にも認められるためには、現行の法律では無理であろう。このような差止請求権は最低、次のことを保障しようとするものである。価値循環の拡大が自然に押しついたり、自然からもぎとったりする変動にもかかわらず、更新できない資源、生態系を大切に保護するということである。現在に至るまでは、価値循環の拡大は、この最低条件の無視の過程である。この最低条件を保障するための差止請求権が差止るのは価値循環である。

したがって、この差止請求権は価値循環を支えている意識の根本的変革なくしては認められないであろう。両氏が「環境権を根拠とする地域住民の差止請求権」を全くのトートロジーであると批判しているのは、（同上，245頁）環境破壊はそれを容認する意識（価値観）と不可分であることを見落としているのである。この価値観を否定している環境権の実定法化に基づいてこそ「差止請求権」は価値循環に対抗できるのである。

理をいかに社会的摩擦をすくなくして取込んでいくか、ということである。

環境素材はそれ自体が有している属性によって相互に関連しているの
あって、この属性に従った実践によってのみ環境は維持される。対象を価値
化し、対象の具体的属性を無差別一様に量化する実践はこれら属性によって
統合している関連を寸断してしまう（生態系の破壊）。

環境権はこの使用価値実践に立脚するものであり、資本の私権は価値実践
に依拠している。したがって、環境権と資本の私権との調整は環境権が要求さ
れてきた状況を考慮するならば、使用価値実践を優位とする方向で処理され
ねばならない。いうまでもなく、これは使用価値実践による価値実践の置換
が日常におこなわれること（使用価値実践の復位）を絶対的要件としてい
る。³⁷⁾

使用価値実践の復位は社会構造を根本的に変容させることになるから、極
めて困難であるだろう。しかしこれは歴史的必然である。

ただし、この復位がなければ人類生存の危機は潜行し人類にとって未来は
存在しないという意味においてのみ歴史的必然である。現状では生態系破壊
の阻止は極めて困難である。破壊は地球的規模で進行しているため、阻止の
ためには地球的視野、対応を必要とすること、そして価値実践者には生態系
の危機を認識することができないということによる。かつてマルクス経済学
の常用文句は「資本主義の矛盾はかくして増々累積している。」ということ
であったが、これは今なお有効であるが、しかし環境を破壊している価値実

37) 「環境権」が実効的であるためには価値実践の使用価値実践による置換が日常的
であることが絶対的要件である。「一つの生活環境が破壊され、また破壊されよう
とする場合、その環境の利益を享受する者は、すべて単独でその差止を求めること
ができる。しかも、そこでは単に自己の環境素材の利用が妨げられるにとどまらず、
その環境破壊が同時にその環境素材を共有する多数の住民の生活をも脅かすもの
であることを主張することができる。けだし、そこで破壊されているのは環境全体の
価値だからである。」〔32〕の167頁〕

これは価値実践者の自由を拘束しているのであって、この拘束が社会によって受
けいれられるためには、生態系の論理が社会的に優勢でなければならない。

踐者もそれを阻止しようとしている使用価値実践者も降りることのできない同じ船に乗っているということで、ともに勝利者となるか、敗北者となるかということで未来をともにしているということはマルクスの階級闘争論の展望とは異なる。

補論

マルクス主義法学者の多くは商品の流通過程は自由・平等の世界であるが、生産過程は支配・従属の搾取関係によって律せられているという見解をマルクスの労働力商品の特性に依って採用している³⁸⁾。この見解は流通過程が生みだしている自由・平等の観念は搾取を隠蔽している仮象であるという主張になる。検討すべきは、労働力商品の特性である。

労働力商品の価値はそれを再生産するために必要とされた生活手段に体化されている直接、間接の労働時間である。労働力商品の使用価値は労働であって、これはその価値を上廻る価値を創出する。労働力商品のこの二面性は次のような主張となる。「資本家と労働者とのあいだの交換関係は、流通過程に属する一つの外観に過ぎなくなり、内容自体とは無関係で、ただ内容を神秘化するに過ぎない単なる形式となる。労働力の不断の売買は形式である。内容は、資本家が絶えず無対価で獲得するすでに対象化された他人の労働の一部分を、絶えず再びより多量の生きた他人の労働と交易する、ということである。」マルクス主義法学者はここで述べられている「内容」と「形式」を無条件に自己の展開の前提とするのであるが、この「内容」と「形式」という説明の根拠となっている『資本論』1巻、1篇、1章の「1節」での価値実体、

38) 岩倉は藤田を批判する。藤田は法関係を経済（搾取）関係の媒介形態であると指摘するのみで、法関係を成立せしめている機制を明らかにしていないと。藤田の立論は「貨幣の資本への転化」（2篇、4章）のところにとどまっている。岩倉は「領有法則転変論」（『資本論』7篇、22章、第1節）においてこそ、「機制」は解明されねばならないという。しかし岩倉はマルクスの叙述をそのまま引用して「機制」は解明されたとしている。

たしかに、岩倉のいうように「機制」を解明しなければならない。しかし「領有法則転変論」は労働力商品の特性から機械的に展開されているのであり、岩倉は藤田と同じ論理上にいるのである。

岩倉正博、「物神性世界に於ける法と経済(-)」99巻1号『法学論叢』

藤田も岩倉も「搾取」の存在、その程度が「自由・平等」の観念と相互促進的であるか、相互反発的であるか、いずれにせよ、相互規定的であることを認識していない。

「2節」での労働の二面性についてのマルクスの叙述は問題があり、検討されなければならない。商品の価値はそれに体化している社会的に必要な抽象的労働時間によって規定されるという価値実体論はマルクスの労働価値論の核心を見失なわせる。

私は「内容」と「形式」の関連を次のように考えている。労働者が生産の場において資本家の命令に服するのは、流通の場で自由・平等を感得させられているからである。

換言すると、生産の場における価値実践は使用価値範式による社会解釈によって支えられているのである。

したがって「搾取」は生産の場と流通の場を一体として、考察することによって把握することができるのである。労働力商品の二面性を単に、 $G \rightarrow \frac{P_m}{A} \dots P$ （生産過程） $\dots W'$ という変態過程における量的差違を導出するためのものと解釈してしまうと自由・平等の関係と搾取の関係を対立させることになってしまう。

「搾取」の解明は労働力を再生産する場、生活領域と価値循環の関連を問うことなのである。

資本家が労働力からどれほどの労働を抽出するかは労働者の使用価値実践を価値実践に転換する程度にかかっている。剰余価値率 >0 の想定はかかる資本家の努力を不可欠としているのである。「パンは食べられることに抵抗しない」が労働力商品の使用価値を享受するためには人間としての労働者の使用価値実践への志向を価値実践に向けることが、必要である。したがって、資本家は資本主義生産過程を価値実践に適合するように組織化するとともに、資本に適合した労働力を再生産するように生活領域に影響をでき得る限り、及ぼそうと努める。

流通界で人々が観念する自由・平等がこのような資本家の努力の反映であるならば、それは搾取を隠蔽するものということができる。

しかし、自由・平等が使用価値実践を表現しているものであるならば、これは〈剰余価値率の引下げ〉に照応しているのである。

「1章、商品」の「1節」「2節」で規定されている〈労働力商品の二面性〉から「搾取」を直接に導出することに、H・ギンティス、S・ボウルズの両者は「価値の労働理論における構造と実践」において反対している。

彼らは私と同じように、マルクスの「労働」タームを「実践」タームに置きかえてマルクスの労働価値論を再解釈している。

彼らは「労働を生産の資本主義的關係によって構造化された諸実践の総体」と規定している。この規定は主体を強調することになる。「社会的実践が志向することは社会的現実のいくつかの側面を安定させることであり変容させることでもある。それは歴史への個人、集団、階級による介入を意味している。」³⁹⁾労働を資本家への単なる使用価値としてのみとらえている従来の価値論の解釈では実践（労働）はただ与えられた構造の結果に還元されてしまい、構造そのものの要因であるという主体の側面は落されてしまう。

彼らは「搾取」を資本家と労働者の関係で規定されるとしているが、この関係は労働力が再生産される家庭を含んでいる。

彼らは「労働力の価値と労働力を再生産するコスト」の一致を自明視することはしない。「労働階級家族の慣習的生活基準は家庭で生産された使用価値と賃金で売買された商品の両方を含んでいる」のだから家族の位置の構造を資本主義生産と関連させて考察することは不可欠であるという。労働力商品の供給構造は他商品のそれとは全く異なっているのである。これは、従来の労働価値論の視野には決して入ってこない。労働力から労働を効果的に抽出する方途を当然のことながら問題とせざるを得ない。「ファミリー・ライフの構造、学校のカリキュラム、労働組織に適する法構造、そしてメディアに資本家は影響を及ぼそうとする。

資本家は望ましい信念、態度、価値、そして知識を養成するため労働過程そのものの経験を組織しようと努めるのである。」

ここに（社会的実践の一つの形態である）文化的実践の資本主義生産にとっての適切さということが生じてくる。

資本家による文化的実践は労働者を統括し、労働者を納得せしめることを目的としている。これは資本家が有している力、解雇する力、賃金を変更する力、人事を左右する力、等々と相互的に作用する。

彼らは「搾取」の程度はこの相互作用によって決定されるとしている⁴⁰⁾

労働価値論を再解釈して、実践という主体の側面から資本主義社会の再生産を考察している彼らの論述は興味あるものであるが、検討は後の機会に譲りたい⁴¹⁾

39) Herbert Gintis: Samuel Bowles, 「Structure and Practice in the Labor Theory of Value」 P. 3

『The Review of Radical Political Economics』 12: 4

(Winter 1981)

40) 39) の Appendix II: 「Wage Determination with Labor as Practice」

41) 社会的実践は三つの形態をとる。(1), 領有的 (appropriative) 実践, (2), 政治的実践, (3), 文化的実践である。(1)は自然界を対象とし、有用な物の生産へと自然を変容させることを目的としている。(2)はある種の社会関係を対象とし、この社会関係の変容を目的としている。この目的を達する手段は論議による交通が可能となるためにタームの限界が定まっており、それらの受容可能な使用法の境界がはっきりしている論議の用具である。これらの用具は社会生活の文化的対象ということができる。(3)は、その対象として社会における文化的対象の全体性を持ち、その目的としてそれら対象の変容をもっている。実践はそれが生起する社会生活の範囲内の特徴的な社会関係によって構成される。実践の領域を位置 (site) と呼んでいる。位置は三つに分割される。(一)資本主義的生産の位置, (二)国家の位置, (三)家族の位置である。

それぞれの位置はそれらの中でおこっているすべての実践と関係し、それらを構築している。H. ギンティスはこれらの実践とこれらの位置から資本主義社会の再生産を考察していく。すなわち、資本主義における国家の位置、家族の位置、資本主義的生産の位置は矛盾した全体性として接続されている。

それぞれの位置はその固有の内的組織のために、その独自の発展の法則に従って

変化を経験している。しかし、それぞれの位置はそのまわりを取りまいて位置から入力を得ているし、それらの位置に出力している。

これらの接続を基軸に社会の再生産を解明していくのであるが、そこで重要になるカテゴリーが、(2)と(3)である。

文化的実践は私の論述に位置づけるならば政治的実践を正当化する解釈枠組の形成にかかわっているということが出来る。したがって政治的実践は所与とされている秩序を肯定するものと、批判し、変容しようとするものに分類される。H・ギンティスはマルクスの労働価値論の従来解釈から脱して、実践を強調して社会の再生産論の構築に向かっている。

Herbert Gintis 「Social Contradictions and the Liberal Theory of Justice」 (『New Directions in Economic Justice』 Edited by Roger Skurski)